

九州大学中国医学研修員受入規程

平成16年度九大規程第94号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和元年8月26日
(令和元年度九大規程第31号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における中国医学研修員（以下「医学研修員」という。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 医学研修員は、財団法人日中医学協会（以下「日中医学協会」という。）が、中国から招致する研修員に対し、本学において研修の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 医学研修員として受入れることができる者は、日中医学協会が招致する研修員であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めたとする。

(受入れの許可)

第4条 研修員を医学研修員として委託しようとする日中医学協会の理事長は、所定の中国医学研修生委託計画書をもって総長に申請するものとする。

2 総長は、前項の申請があった場合は、当該研修員が研修を希望する部局（以下「研修指導部局」という。）の長と協議を行い、受入れが適当であると認めるときは、これを許可するものとする。

3 第1項に規定する申請手続は、原則として研修開始日の30日前までに行うものとする。

(研修期間)

第5条 医学研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れが許可された日の属する事業年度を超えることはできないものとする。

(研修方法)

第6条 研修指導部局の長は、医学研修員の研修目的及び研修内容を考慮して指導教員を定め、研修指導を行うものとする。

2 指導教員は、研修目的を達成するために必要と認める場合には、当該研修期間中に本学以外の国立大学等において研修指導を行うことができる。

(研修料)

第7条 医学研修員の研修料は、次のとおりとする。

研修期間	研修料
12月	567,600円

2 日中医学協会の長は、医学研修員の受入れを許可されたときは、前項に規定する研修料を本学が指定する日までに納入しなければならない。

3 既納の研修料は、返還しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第27号）

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第213号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第31号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する